

公文書非公開決定通知書

3 蟹選収第104号
令和3年9月15日

田中智之様

蟹江町選挙管理委員会委員長 伊藤



令和3年9月13日付けで公開請求のありました公文書については、次のとおり公開しないこととしましたので、蟹江町情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。

公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項	令和2年11月5日から同年11月25日までの間における、愛知県知事大村秀章解職請求の解職請求者による署名簿閲覧がわかるもの
公開しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	公開請求に係る公文書を保有しないため
担当課等	蟹江町選挙管理委員会事務局 電話0567-95-1111 内線125
備考	

- 1 この決定について不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 1の審査請求のほか、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蟹江町を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において町を代表する者は町長となります。)
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蟹江町を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において町を代表する者は、町長となります。)